

(趣旨)

第1条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)の施行については、福島県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年福島県条例第51号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(設立認証申請書等)

第2条 条例第2条第1項の申請書は、設立認証申請書(様式第1号)によるものとする。

2 電子情報処理組織(福島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年条例第1号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。第21条において同じ。)を使用する方法により手続を行う場合であって、次のいずれかに該当するときは、条例第2条第3項第1号に掲げる書面については、前項の申請書に添付を要しないものとする。

(1) 市長が、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の3第1項の規定により適用される住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の11第1項の規定(同法別表第3の1の5の項に係る部分に限る。)により役員に係る機構保存本人確認情報(同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を受けるとき。

(2) 市長が、地方自治法第252条の17の3第1項の規定により適用される住民基本台帳法第30条の15第1項の規定(同法別表第5の1の5の項に係る部分に限る。)により役員に係る都道府県知事保存本人確認情報(同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。)を利用するとき。

(公表及び縦覧)

第3条 法第10条第2項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公表又は公衆の縦覧は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

(補正書)

第4条 法第10条第4項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による補正は、補正書(様式第2号)により行うものとする。

(設立登記完了届出書)

第5条 条例第4条第1項の届出書は、設立登記完了届出書(様式第3号)によるものとする。

(役員変更等届出書等)

第6条 条例第5条第1項の届出書は、役員変更等届出書(様式第4号)によるものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出書に添付する条例第2条第3項第1号に掲げる書面に準用する。

(定款変更認証申請書)

第7条 法第25条第4項の申請書は、定款変更認証申請書(様式第5号)によるものとする。

(定款変更届出書)

第8条 条例第7条第1項の届出書は、定款変更届出書(様式第6号)によるものとする。

(定款変更登記事項証明書提出書)

第9条 条例第8条第1項の提出書は、定款変更登記事項証明書提出書(様式第7号)によるものとする。

(事業報告書等提出書)

第10条 条例第10条第1項の提出書は、事業報告書等提出書(様式第8号)によるものとする。

(事業報告書等の公開)

第11条 条例第11条第1項の規則で定める場所は、政策調整部地域共創課とする。

(閲覧等請求書)

第12条 条例第11条第2項の請求書は、閲覧等請求書(様式第9号)によるものとする。

(解散認定申請書)

第13条 条例第13条の申請書は、解散認定申請書(様式第10号)によるものとする。

(解散届出書)

第14条 条例第14条第1項の届出書は、解散届出書(様式第11号)によるものとする。

(清算人就任届出書)

第15条 条例第14条第2項の届出書は、清算人就任届出書(様式第12号)によるものとする。

(残余財産譲渡認証申請書)

第16条 条例第15条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書(様式第13号)によるものとする。

(清算終了届出書)

第17条 条例第16条の届出書は、清算終了届出書(様式第14号)によるものとする。

(合併認証申請書等)

第18条 法第34条第4項の申請書は、合併認証申請書(様式第15号)によるものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の申請書に添付する条例第2条第3項第1号に掲げる書面に準用する。

(合併登記完了届出書)

第19条 条例第18条において準用する条例第4条第1項の届出書は、合併登記完了届出書(様式第16号)によるものとする。

(身分証明書)

第20条 法第41条第3項の証明書は、身分証明書(様式第17号)によるものとする。

(電子申請に係る様式の特例)

第21条 電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う場合は、この規則に規定する様式にかかわらず、市長が別に定める様式によることができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月9日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第42号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている第4条から第16条までの規定による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和2年3月31日規則第31号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第25号)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条及び様式第2号の改正規定は、令和3年6月9日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第67号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則(第1条から第107条までの規定により改正される規則をいう。)(以下次項において「旧各規則」という。)に定める様式により提出されている書類は、この規則による改正後の各規則の様式により提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧各規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和5年3月31日規則第23号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。